

再申入書 及び 照会書 2

令和6年5月24日

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目4番地

大通コニサービル5階

弁護士法人創知法律事務所

株式会社ハイチエイジェント殿代理人

弁護士 齋藤 健太郎 様

弁護士 阪井 信也 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人から令和6年4月1日付け再申入書及び照会書に加えて、下記のとおり、再申入れ及びご照会を申し上げます。

記

貴社は、令和6年4月1日付け回答書（以下「本回答書」といいます。）において、①「チェリーハイツ26」、②「第一山本ハイツ」及び③「第三山本ハイツ」において、町内会費を入居者から徴収しながらも町内会への支払がなされていなかったとされています。

その後、当法人に対して情報提供があり、上記①②③の物件以外の貴社が所有さ

れている物件においても、町内会費を入居者から徴収しながらも町内会への支払がなされていなかった物件があるとされています。情報提供者の特定を防止するため、物件名を記載いたしません。

貴社におかれましては、上記①②③以外の物件に関しても、対象消費者に対して返金手続きや町内会費の加入等が行われ、対象消費者の被害回復がなされますよう、申入れをいたします。貴社において返金手続き及び町内会費の加入、支払を行われた場合、それらのことが分かる資料や経緯についてご教示くださいますよう、お願い申し上げます。その際には返金の総額や対象者の人数といった内訳が分かるものもご教示くださいますよう、お願い申し上げます。

令和6年4月1日付け再申入書及び照会書への回答とあわせて、以上の申入れ及び照会につきまして、令和6年6月24日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上